



日乗連ニュース

ALPA Japan NEWS

www.alpajapan.org

Date: 2006.12.18

No. 30 -09

発行：日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan
幹事会

〒144-0043

東京都大田区羽田5-11-4

フェニックスビル

TEL.03-5705-2770

FAX.03-5705-3274

E-mail:office30@alpajapan.org

全日空佐賀便機長の労災裁判に不当判決！

2006年12月13日、全日空559便（2000年9月11日、名古屋 佐賀）に乗務中の機長がコックピット内にて進入中意識不明になり後日死亡した事件で、東京地方裁判所710号法廷（佐村裁判長）は労災認定の訴えを「棄却する」という不当な判決を出しました。詳細な判決理由については追ってその詳細と分析をお知らせします。

裁判長は開廷後、「原告の訴えを棄却する」と判決主文を述べたのみで、判決理由は一切示さず、わずか数秒で閉廷しました。閉廷後、裁判傍聴団は弁護士会館に移動し、判決理由の粗分析並びに傍聴者の意見、感想の交換を行いました。

その中で、今回の判決理由の概略として、原告側弁護士から以下の内容が報告されました。

小脳出血発症時期については、事象発症の1便前（青森～名古屋）の到着後に発症した可能性が高い。（日乗連註：原告側の主張を認めた）

業務起因性との関連では、（日乗連註：当該機長の勤務時間がエアバスの同僚機長と比べても最も長いにも関わらず）労使協定の範囲内に収まっており過重ではない。

着陸操作で血圧が上がり、精神的緊張は完全には否定できないが、本来急激な血圧上昇というものは恐怖心等によるものが想定されており、本件はこれに相当しない。また、天候は着陸出来ないほどではないし、当該機長はレーダー等により事前に予想もしていた。

元々高血圧症により降圧剤を使用していた為、どのように病症が悪化、変動したか証明されていない。自然経過で本件発生の可能性がある。

名古屋における乗員交代の可能性についても否定。本件において治癒機会喪失の可能性についても、この程度の病状では病院に行ったかどうかも疑問。治癒機会喪失とは言えない。

更に佐賀到着後の救命機会についても、既に大量の出血をしており手遅れであった。

上記のように極めて不当な判決理由により第一審敗訴となりましたが、原告である奥様は、判決を不服として「控訴する」と力強く述べられました。また、担当弁護士も「裁判所は理屈で動くものではない。乗員の健康問題は安全に直結する。『このような状況を放置すると日本の空は危ない』と言うことを裁判官にどう肌身で感じさせるかだ。日本のPILOTの声を裁判所に届けなければならない」と訴えました。

本裁判は当該単組だけでなく乗務職の全体の問題です。日乗連は不当な一審判決で諦める事無く、本件を産別全体の問題と捉え、控訴審において勝利判決を勝ち取るため、皆さんの更なる協力と団結を訴えると共に、本件勝利判決に向け最大限の協力をしていきます。

